

幼児教育・保育無償化がスタート

認可外保育施設入所児童の保護者向け 無償化の認定手続きの案内

1 保育料無償化の対象

(1) 保育の必要性の認定を受けた世帯の 3 歳以上の児童(4 月 1 日現在年齢)

※保育料は、月額 37,000 円が上限となり、給食費、行事費、教材費は無償化対象外です。

施設等利用給付認定

新 2 号

(2) 保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯の 3 歳未満の児童

(4 月 1 日現在年齢)

※保育料は、月額 42,000 円が上限となり、給食費、行事費、教材費は無償化対象外です。

施設等利用給付認定

新 3 号

<保育の必要性を受ける認定要件>

保護者が以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、浦添市が保育の必要性を認定します。

事由	具体的な状況	認定の有効期間
1 就労	月 64 時間以上の就労をしており、夫婦で自営業をされている方を除いては月額 48,000 円以上の収入があること。	最長、就学前まで
2 妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。	出産予定日6週間前の日を含む月初日～生後 5 か月に達する月末まで
3 疾病・障がい	保護者が疾病若しくは負傷又は心身に障がいをしていて、児童の保育に支障があること。	最長、就学前まで
4 介護・看護	親族を常時介護していること。(別居親族を含む) ※1か月に 64 時間以上	最長、就学前まで
5 災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧にあたっていること。	最長、就学前まで
6 求職活動	求職活動を行っていること。	3か月
7 就学	学校や職業訓練校等に通い、児童の保育に当たれない場合。(自動車学校、短時間の習い事、塾、教室等は除く)※1か月に 64 時間以上	通学期間中
8 虐待・DV	虐待やDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	最長、就学前まで

児童と同居する父母の両方が次のいずれかに該当することが認定の要件です。

2 手続き

重要点① 認可外保育施設に入所している児童の幼児教育・保育の**無償化**は、**保育の必要性の認定を受けた世帯**が対象です。

重要点② **3歳未満**の入所児童で無償化の対象となるのは、**保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯のみ**です。

重要点③ **認可保育所等**に申し込みをして**待機**になっている方は、**下記提出書類(1)**は必要ありません。**(2)のみ**提出してください。
※新3号で申請する方で下記(3)にも該当する方は、提出お願いします。

提出書類

(1) 認可外保育施設を利用している方(※認可保育所等の申込みをしていない。)(新2号・新3号)

必要な書類	注意点
A 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・3号)	新2号認定／新3号認定…様式第1号の2を記入をお願いします。
B 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書	
C 保育を必要とすることを証明する書類	3ページの表を確認の上、該当する書類を提出してください。
D マイナンバー確認書類	申請保護者分(父母)のみ、下記からいずれか1点。 ※窓口で確認後、すぐ返却いたします。 ・マイナンバーカード(裏面) ・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票

(2) 認可外保育施設を利用している方で、認可保育所等の申込みを行い、待機になっている方

必要な書類	注意点
E 教育・保育給付認定申し込みしている旨の書類	※認可保育所等の申込みをして待機になっている方のみ

(3) 新3号に申請の方でH31.1.1時点の住所が浦添市外の方(認可保育所等申込みで待機になっている方も対象)

必要な書類	注意点
F H31.1.1 住所地の市町村から発行された「平成31年度所得課税証明書」	市民税が記載された証明書の提出をお願いいたします。※申請保護者(父母)分のみ

C 保育を必要とすることを証明する書類

事由	必要な書類	
就労	勤務・・・勤務証明書※保育課指定様式 自営業・・・自営業申立書※保育課指定様式、自営業の証明(開業届、営業許可書) 内職・・・内職証明書※保育課指定	
妊娠・出産	親子(母子)健康手帳の写し	分娩予定日が確認できる部分のコピー
疾病	診断書(保護者・同居者用)※保育課指定様式	
障がい	・診断書(保護者・同居者用)※保育課指定様式 ・障害者手帳等コピー	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー
介護・看護	・診断書(看護・介護証明用) ・看護(介護)申立書	※いずれも保育課指定様式
災害復旧	罹災証明書	
求職活動	求職活動状況確認書※保育課指定様式	原則3か月のみ有効です。
就学	・在学証明書 ・授業日程証明書※保育課指定様式	※授業日程証明書は、お手持ちのカリキュラム等も可(拘束時間がわかるもの)

※保育の必要性を証明する書類(保育課指定様式)は、浦添市のホームページからダウンロードすることも可能です。<http://www.city.urasoe.lg.jp/>

3 申請受付期間

< 申請受付期間 >

令和元年 8 月 13 日(火)～令和元年 9 月 13 日(金)

午前 8:30～午前 12:00 / 午後 1:00～午後 5:15

※土日・祝祭日と、午前 12:00～午後 1:00 の間は、申込受付はできません。

提出先: 浦添市役所2階 保育課 管理係

TEL:098-876-7201(無償化専用ダイヤル)※8月13日から稼働

4 こんなときは必ず申請してください

転職や退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には、下の表に定める書類を提出し、認定変更などの申請・届出を行ってください。

主な変更の内容	提出書類	
	認定変更申請書	その他の必要な書類
浦添市外に転居する	—	※直接、保育課窓口へ手続き
浦添市内で転居した	—	施設等利用給付認定変更届(※保育課所定様式)
世帯構成に変化があった		
仕事をやめた(求職中になった)	○	求職活動状況確認書(※保育課所定様式)
就労状況が変わった (勤務時間、通勤時間、夜勤、仕事を始めた、仕事が変わったなど)	○	勤務証明書(※保育課所定様式)
産前産後休業に入る	○	親子(母子)健康手帳の写し

5 無償化対象となるサービス

○認可外保育施設

小学校就学前のこどもを保育する目的の施設で、認可を受けていない施設です。ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等も対象です。無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出が必要です。(ただし、企業主導型保育事業については、この給付の対象ではありません。)

○一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業も認可外保育施設の保育料無償化上限額の範囲内まで無償化になります。

<注意事項確認票>

※申請書に記載の【申請にあたっての同意事項】及びこのページに記載の注意事項に同意いただいたうえで、提出いただきますよう、お願い申し上げます。

- 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」は、記入例をよく読み、記入してください。兄弟姉妹が同時に申込み場合は、児童1人につき1枚ずつ申込書の提出が必要となります(添付書類は1組で構いません)。
- 施設等利用給付認定(新2号・新3号)を受けた場合、保育の必要性の認定事由の現況確認等のため、給付認定後も年に1回程度、保育の必要性を証明する書類の提出を求めさせていただきます。
- 勤務証明書等の内容について勤務先に確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 新2号・新3号認定において、求職活動や出産等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間(無償化の対象となる期間)が制限されます。認定期間内に、保育の必要性の継続が確認できる書類の提出がなかった場合は、認定期間の満了日をもって無償化の対象外となります。また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合も、認定が取り消され、無償化の対象外となります。継続して保育が必要になる場合は、期間満了の1か月前頃までに期間満了後も保育を必要とすることが確認できる書類の提出が必要となります。
- 新2号・新3号認定において、育児休業からの復職を理由に申込みされる場合は、施設利用開始後1か月以内に復職していただきます。

お問合せ先 浦添市こども未来部保育課 TEL:098-876-1234(内線 3602)

〒901-2501 浦添市安波茶1-1-1(浦添市役所本庁舎2階)